

## 地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 5 年 2 月

※本資料は第 63 回審査会（令和 4 年 12 月 20 日）以降現時点までに、  
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

### 1. 中間指針の見直し

- 原子力事故の被害者らの早期救済のため、司法判断の確定を待つのではなく、自ら被害実態の全体像を改めて詳細に調査すること。また、その調査の結果を踏まえて、これまでの司法判断の水準が被害実態に見合ったものであるかを真剣に検討し、司法判断の水準にとらわれずに、現実の被害実態に見合った指針の見直し着手すること。（「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団共同声明、福島県弁護士会会長声明、会津総合開発協議会）
- 南相馬市の 30km 圏外（一時避難を要請した区域）の住民に対し、精神的損害その他の賠償について、中間指針において、旧緊急時避難準備区域と同じ損賠、賠償とすること。（南相馬市・同市議会）
- 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の不動産について、避難指示を受けた期間は 5 年 5 ヶ月と長期に及んでおり、6 年経過した地域と何らかわるものではなく、全損評価による賠償をするべき旨を中間指針等に明示すること。（南相馬市・同市議会）
- 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、終期が解除から 3 ヶ月とされており、他の区域と比べ著しく期間が短いことから、他の区域に準じ、期間を延長すること。（南相馬市・同市議会）
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による中間指針への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされるべきものであることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないように、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に指針として示すこと。（東北市長会）
- 原発事故の被害には精神的苦痛と実害である放射線被ばくの被害

を損害として認めるべきであり、原子力損害賠償紛争審査会自らが現地へ足を運び土壌の汚染度や放射線量を測定し、現状の把握をすべき。(愛知岐阜原告・弁護団<sup>1</sup>共同声明)

## 2. 被害者への賠償

○晩発性の放射線障害について、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。

(南相馬市・同市議会)

○東京電力に対し、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対する賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、中間指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。(会津総合開発協議会)

○東京電力に対し、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを認識させ、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。(東北市長会)

○原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、東京電力へ指導すること。(都道府県庁所在都市議長会)

## 3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

○原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介事例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(東北市長会)

## 4. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の

---

<sup>1</sup> だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜原告団、だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜弁護団

処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(東北市長会)

#### 5. 消滅時効への対応

○全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。(北海道東北地方知事会、東北市長会)